

センター竣工記念ナイターバレーボール

B & G 財団会長杯

十三日本酒党が獲得

市浦海洋クラブ(鳴海義正代表)と市浦村体育協会(山田勝明会長、主催)のB & G財団会長杯(笹川良一会長)争奪ナイターバレーボール大会は、九月二十三日から新築されたS & G財団市浦海洋センターで行われました。

この大会は昨年、市浦中学校体育館で開催したもので、が、ことしは、九月一日オ

ブントしたB & G財団市浦海洋センターの竣工も記念して開催、村内から十三チーム(百二十六人)が参加し、連日熱戦をくりひろげてきました。十一月六日の決勝戦では、好調を続けてきた十三日本酒党が全勝優勝を飾り、B & G財団会長杯を受賞しました。優勝、順位は次のとおりです。



熱戦をくりひろげた

ナイターバレーボール



ナイター

バレーボールの閉会式



全勝優勝を

果たした十三日本酒党

米寿おめでとう

これから元気で  
今年も簡保から記念品



浜田和三郎さん



宮崎清吉さん



鳴海萬太さん



高田さたさん



山崎ミヨさん



葛西はまささん

郵政省簡易保険局では、ことしも「米寿」を迎えた人たちに記念品を贈りました。簡易保険簡保年金事業では創業以来、種々の加入者福祉施設を設け、加入者の福祉増進を図ってきています。このような加入者福祉施設のうち、高齢の加入者に対しては、健康の保持・増進、心身の保養の場として、加入者ホームを設けているが、特に米寿(八十八歳)を迎えた人々(加入者でない人も含む)に對しては、さる四十四年からの記念品を贈呈しています。対象の人々はそのそれぞれ、大正、昭和の困難な時代を社会の中堅として活躍し、簡易保険簡保年金事業に協力された人々であるので、米寿を祝い、あわせて感謝の意を表しようとするものです。本村では、桂川地区の高田さたさん、磯元地区の山崎みよさん、鳴海地区の葛西はまささん、太田地区の工藤ゆきさん(現在、中里町に在住)、相内地区の鳴海萬太さん、十三地区では、浜田和三郎さん、宮崎清吉さんがめでたく「米寿」を迎え、三和孝徳相内郵便局長、中島成雄十三郵便局長からそれぞれ記念品として、多治見焼の朱泥の湯飲みが手渡されました。



# 台所が火元 その大半は 天ぷら火災

台所で火災発生——という、火元は、そのほとんどがコンロです。火災件数を出火原因別に見ますと、最も多いのがたばこですが、コンロによるものは、たき火、火遊びに次いで、第四位、を占めています。

さて、そのコンロによる火災ですが、意外に多いのが、天ぷらを揚げている最中に、なべに火が入り、周囲の物に燃え移るというケースです。冬場は、どうしても揚げ物やいため物など、油を使った料理が多くあります。また、十二月は、とくに暮れ間近になると何かにつけてあわただしく、火を使っている途中で電話や来客の応対で台所を離れるといつたことも、しばしば起りがちです。

冬の台所——とくに天ぷらなど揚げ物をしているときは、十分注意を。体験者の多くはこう話しています。なぜ、揚げている最中に台所を離れたか——その原因をみてみますと……

## 台所を離れるときは 必ずガスの栓を閉める

「ちよとの間だから……は火事のもと

天ぷら火災、はそのほとんどが、揚げている最中に、火をつけたまま「ちよと」と台所を離れた」スキに起きてい



ます。戻ったときには、なべの油が燃えていたり、その火が周りの物に移っていたり、手がつけれない状態だった

▽ほかの家事をしている、例えば、子供が泣いている、でその世話をしている……天ぷら火災は、このようならちよとした心のスキから起こっています。揚げ物をしていて台所を離れるときは、その都度、必ずガスの火を消すこと、ほんのちよつだからという、油断は禁物です。気をつけましょう。

【天ぷら火災】油なべに火が移動し、入ったときの消火法

- ① ガスの栓を閉めましょう。(温度を下げる)
- ② ふたがあるときは、なべを倒さないように気をつけて、側面にさわらせず正確にふたをしめます。
- ③ ふたがない場合は、大きめの布をぬらして、手前から覆いかけます。
- ④ 野菜などを燃えているなべに入れるのもよいですが、あわてて投げ込んだり、水のついた物を入れると油が飛び散ってやけどをします。水にぬれていない大きな葉っぱを広げ、ふたをすするようになべにかぶせます。
- ⑤ なんといつても消火器があればすぐ消せます。ただ注意したいのは、油に直接噴射しないことです。油が飛び散って思わぬやけどをすることがあります。一度なべの壁面に当ててから、泡を入れるのが正しい使い方です。
- ⑥ 水をかけるのはやめましょう。炭がよけい大きくなったり、燃えている油がふくれ出て危険です。

## 12月4日～12月10日 第33回人権週間 人権問題の相談を



安田委員 栗委員 成田委員

人権とは「社会において幸福な生活を営むのに必要な人間としての固有の権利」とい

うことになると思われる。国の憲法においても基本的な人権を侵すことのできない永久の権利として保障されています。人権は自分にあると同時に相手にもあります。また権利があるからといってこれを濫用することは許されません。そこで、人権尊重思想の相互理解・普及と高揚を図るためにこの週間があります。

皆さんが日常生活の中で悩んだり、困っている事があったら、困ったこと、人権擁護委員の仕事は、それぞれ市町村で地域住民の基本的な人権が侵されないよう監視し、侵害された場合は、その相談相手となり適切な措置を講じてその救済を図り、また人権思想の高揚に努めています。

- 人権擁護委員は次の方です。
- 市浦村大字磯松字赤川三番地五〇号 成田 水吉
  - 市浦村大字相内字相内九五番地 栗 義雄
  - 市浦村大字十三字深津九七番地 安田 源蔵
- 電話 三三二二六  
電話 三四二二六

人権問題の相談を



▶37◀

# 津波社についで (3)

## 豊島助四郎参祀

### 宗教文化の名残

「天理教三軒がある」と述べられています。これらの家々でも残らず神明宮の氏子となっているわけですが、大昔からの伝統的な名残りの神仏に対する信仰は厚い。十三の者は浄土宗、十が浄土真宗、他に日蓮宗一

弁天様と懸仏



弁天様  
豊島助四郎参祀

懸仏

宮崎五三郎所藏



中国、印度等までも交易した安東水軍のもたらした宗教文化の伝統に由来するものではないかと思われるわけですから、その水軍を守護してくる神が浜の大明神なのです。

### 社寺に「湊」の字

前述の檀林寺の後身だといわれる十三山湊迎寺(浄土宗、慶長年間佐渡国相川大間町願竜寺雪典和尚の勸請した湊味山願竜寺(浄土真宗、それに浜の大明神と後身といわれる湊神社など山号寺号に「湊」の字がつけられています。いずれも

湊の繁栄を願い、出船入船の安全を祈願し、これらの御利益によってトサの人々が宮々と生活出来るようにとの心からつけられたものでしょう。

大昔のトサと呼ばれた広範な地域の人々の生命財産を守護してくれたのが安東水軍であり、その安東水軍を守護してくれたのが社寺の神仏なのであります。神を崇め奉る心が自然と子々孫々に伝えられてきたものでしょう。

### 市場のにぎわい

浜の大明神の境内には市場がたつて賑わったといわれています。毎月一週間すなわち四日市、八日市、十二市、十六日市、二十日市、二十四日市、二十八日市の偶数日を連ねています。トサの町民、近郷近在の人々、諸国の港々の船頭衆、入港の夷人、異国人などそれぞれの名産を陳列した市場です。物々交換はいまでもなく、銭による商売も始められます。安倍氏に収益が莫大であり、社寺の対応が奇進もなされ湊は大繁昌だ

### 歌垣の風習 および占いの行事

浜の大明神の大祭(旧七月四日)に行なわれます。市場同様参拝客で大賑わいの行事です。宵宮には歌垣も催されたということで、歌垣というのは古代の風習で、男女が集まって歌を詠みかわしたり、踊りをたてて大騒ぎをする行事です。そんな大はしゃぎの中に自分の結婚相手を見つけたという一種の求婚方式なわけです。

また、古い神事もあります。生きた鯛を大皿に載せ三室の上に置き、祭主が神楽を舞います。終わるとすく鯛を海に放してやります。鯛が生きて泳ぎ出すと、その年は豊漁、死んで泳げないと、不漁と死んで泳げないというわけですから、相当なスピード行事になります。

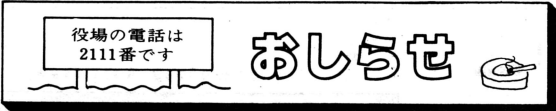
安東水軍の出陣とか、安倍安氏の戦略も浜の大明神の託宣によってなされたといえますから、御利益ありありと云うところであったのでしよう。

### く の 部

津軽のことわざ

14

食い瀧め寝のめ何さも効か  
前もって余分に食ったり  
眠ったりしても、後になれば  
眠くもなり、服もへる、多食  
多眠をいませたもの  
食い物にする、他人を利欲  
の道具にすること。  
食い物と化油断すな  
食べ物は速達するな、物事の  
機会は失すなという意。  
訂刺す、物が後で崩れない  
ように、あらかじめ用心す  
ること。  
腐つても腐、元気のよいも  
のは、たとえ腐んでもそれだ  
けの値打ちがあるもの。  
腐れ織、悪縁の離れがたい  
こと。  
腐れ木に釘、動きぬたとえ。  
業九層倍、業は九倍の利益  
がある。  
業の能書、宣伝の誇大なこ  
と。  
異と嘘、仲よしの意。  
異と味倍、一措くたの意。  
口軽い、おしゃべりなこと。  
口税金かからない、言う  
ことは自由勝手ということ。  
あるいは能弁家に対する脚槍。



### 除雪にご協力ください 路上駐車はやめよう

いまのところ降雪量は少ないものの、いつ、大雪になるか予想がつきません。

そこで村では除雪対策を立てていますが、除雪はなんといっても村民の協力によって除雪機械をフルに発揮した作業ができます。かざられた除雪機械を効率的に動かすため、みなさんにつきのことについてご協力をお願いします。

**除雪車には近よらない**  
除雪作業は、交通量の少ない早朝に行われますので路上駐車は絶対しないようにして下さい。

**除雪車は重機械のため前方でも10メートル以内に入ると死角になります。**作業中は30メートル以内付近寄らないで下さい。

#### 右側走行除雪車

除雪車は右側走行しながら除雪する場合がありますから、黄色回転灯火した除雪車を見たら車は除行して下さい。

除雪作業で、物がこわれたり、ケガ人がでたときは直ちに役場に連絡願います。

とくに物がこわれた場合、早急に報告されないと原因究明が困難になり保障の対象外になります。

#### 故障車には目印を

除雪の中に車を乗り捨てますと地吹雪、降雪などで埋もり、除雪車が発見できず衝突する危険があります。目印には、赤旗をできるだけ高く立てて下さい。

私所有物件が路上にはみ出ていると除雪車がこれを巻き込み重大な事故につながります。また、

路上でのスキー、スケート遊びは危険ですからやめてください。

除雪後の道路には雪をかきあげないでください。

### 雇用保険の失業給付を受けようとする方へ

昭和56年12月1日～57年3月31日までの間に安定所へ離職票を提出される方は、特に次の点に留意して届出をしてください。

1. 求職申込時に持参すべき書類
  - (イ) 離職票  
(離職票No.1、離職票No.2の2枚で1組です。)
  - (ロ) 口座振込用紙  
(この用紙がないと保険金の振込みがなされません。)
  - (ハ) 印鑑  
(口座用紙の印もれ、訂正等に使います。)
  - (ニ) 出稼台帳又は求職票  
(出稼された方は役場窓口より出稼台帳を、それ以外は安定所にある求職票が必要です。)
2. 離職票を安定所へ提出後の認定取扱場所
  - (イ) 認定場所  
市浦村役場(相内)十三出張所、脇元出張所
  - (ロ) 時間  
9時
  - (ハ) 認定月日  
安定所で指定しますが、指定月日は市浦の方は、必ず水曜日になっております。
3. やむおえず受付できない期間  
期間

年末年始労働省(東京、石神井)のコンピューターが停止になりますので56年12月26日(土)～57年1月4日(明)までの期間は、雇用保険業務が五所川原安定所で受付できません。本年は12月25日までに、来年は1月5日から雇用保険業務を開始いたします。

### 青森県最低賃金 改定になりました

昭和56年10月20日より実施された青森県最低賃金(1日2,542円)が次のとおり改正されましたのでお知らせいたします。

#### 改正決定内容

実施年月日 昭和56年10月20日

最低賃金額 1日 2,707円

賃金の大部分が時間によって定められている者については、

1時間 339円

ただし、次に掲げる賃金は、最低賃金額の算定には含まれておりません。

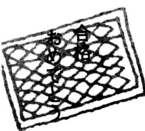
- (1) 精皆勤手当、(2) 通勤手当、(3) 家族手当、(4) 勤事支払われる賃金、(5) 1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与、期末手当など)
- (6) 時間外労働・休日労働に対して支払われる賃金及び深夜労働に対する割増部分の賃金

青森労働基準局

- (仕分殊算懸)
- ▽六級 丸山鉄也、青山由美子(太田小)三和由佳、伊南育子(脇元小)
  - ▽七級 古川正彦、植野幸司、古川芳之(太田小)、後藤恵(脇元小)
  - ▽八級 亀田幸子、佐藤忍(十三小)、奈良悦子、三上智美、工藤秀人(太田小)、太田美奈子(脇元小)、三上智美、松村千保(仕分殊算懸)

- ▽三級 藤美才恵、木村美穂子、奈良美和子(太田小)、竹谷千穂(脇元小)
- ▽四級 松江賢子(十三小)、山本春樹(太田小)、和島徳子(脇元小)、岡本香織(仕分殊算懸)
- ▽五級 奈良信和(太田小)、宮川恵子(脇元小)、宮本麻子、山内珠美、奈良美賢子(仕分殊算懸)

第五十九回商工会簿算検定試験が十一月十四日、各小学校で行われました。今回の受験者は五十四人、そのうち三十一人が合格しました。



# 社教

シリーズ

## 生涯教育をめぐって

⑧

派遣社教主事 片山 永繁

今年出された生涯教育について  
の答申の中で、地域社会における学習活動の促進についてもふれている。  
当市浦においても、最も大  
きくしかも組織化されている  
のは、やはり「P.T.A.」であ  
らう。  
活動の歴史もあり、目的達

成に向って日常活動も活発  
に行われているのはあろう  
が、なぜかP.T.A.の会合にお  
いては体質なり活動の本質が  
問題となる。  
周知の如くP.T.A.は、教師  
と父母が一体となって「子ど  
もの健全な成長をはかる」こ  
とを目的に組織されている。  
だから時代に即応して規約に  
しても常に現状に合うように  
絶えず検討していくべきであ  
らう。

果の調査結果からも、会員  
の共通理解欠如が指摘されて  
いる。  
やはりP.T.A.の運営や活動  
をより効率的なものにするた  
めの学習会を開催し、子弟の  
の生活実態や地域の実態を調  
査し、それに即してP.T.A.が  
地域の中でどんな位置づけを  
しているのかを考え、P.T.A.  
としての専門的分野を明確に  
し、地域活動の中核として活  
動してこそ本来の目的が達成  
されるのではないだろうか。  
そして「自分も會員の一員」  
として学習実践するという個  
々の自覚が最も大切と思う。

### 母子の 会

「おもちゃを買って」遊園地  
へ連れて行って。——子供に  
せまがられると、ついつい  
なすいでしまっている。  
別に約束したつもりではな  
く、その場しのぎの合いづら  
であることあります。すつ  
かり忘れてしまっただけで  
子供の方は覚えていて「約束  
したじやない」あげくのほう  
は「約束を破った、うそつき  
だ」ということになってしま

います。  
約束とは子供どうしでも  
取り交わされます。待ち合わせ  
の時間、仲間だけの「秘密の  
遊び場」守らないと仲間は  
ずれです。  
約束を、それを守らうと  
守ることをよって子供の「社  
会性」がはぐくまれます。  
とはいえず、親子間の約束で  
は子供の願望の押し付けとい  
う形が多くなります。  
しかし「約束は相互的なもの  
」です。約束の押し付けは

### 守ることによって 子供の「社会性」 をはぐくまれる

「暴力にも等しいことを納得さ  
せましよう。  
また、こんな約束もありま  
す。食卓中にテレビをみるの  
はやめよう。朝は家族そろっ  
てごはんを食べようにしよ  
う。——子へ押し付けとな  
るのを避けるため、約束の形  
をとってつけます。  
二つの場合、子に気を付け  
たいのは、約束を守れなくな  
った時の対策です。  
「毎日、三つ」と  
いった習慣的な約束は守りに  
とらえておきましょう。

### 窓の 戸籍

お誕生

- 成田 将也(脇元) 達也
- 長利 梢(太田) 光也
- 白川 圭亮(相内) 昭和
- 山本 梓(十三) 賢一
- 本荘 昌美(十三) 睦夫
- 三上 寛子(相内) 貞一
- 相坂 昌美(十三) 睦夫
- 岡本恵理佳(相内) 茂樹
- 三浦 優平(相内) 久夫
- 工藤 由紀(十三) 千秋
- 濱田美絵子(十三) 昭夫
- 三和 住澄(脇元) 秀夫
- 奈良あずさ(十三) 典昭
- 柳引 和美(脇元) 雄二

### おくやみ

- 石森 一(相内) 50歳
- 三浦忠次郎(相内) 80歳
- 新聞 与助(磯松) 74歳
- 大川円太郎(磯松) 63歳
- 佐藤 みら(相内) 70歳
- 萬西 琴子(脇元) 71歳
- 秋月重太郎(十三) 74歳
- 佐藤 マユ(十三) 86歳
- 浜田 マユ(十三) 86歳
- 鳴海 萬太(相内) 88歳
- 吉崎 年男(平塚) 61歳
- 武田長次郎(太田) 84歳



結婚